

札幌市立新琴似小学校 新琴似小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 (名称及び事務局)
この会は札幌市立新琴似小学校PTAといい、事務局を同校内におく。
- 第2条 (会員)
この会は本校児童の保護者と本校に勤務する教職員を会員とする。
- 第3条 (目的)
この会は会員の理解と協力により本校教育の充実と、児童の家庭・学校及び社会生活上の健全なる成長を図ることを目的とする。
- 第4条 (方針)
1. この会は教育を本旨とし、保護者と教職員が連携を取り、民主的な運営をする。
2. 児童の教育ならびに福祉を目的とする他の団体機関及び地域と協力する。
- 第5条 (活動)
この会は第3条の目的を達成するために次の活動をする。
1. 児童の教育環境の改善に関すること。
2. 児童及び会員の厚生に関すること。
3. 会員の教養と親和に関すること。
4. そのほか必要と認められる事項。

第2章 組織

- 第6条 (役員)
この会には次の役員をおき、任務及び構成は次の通りとする。
1. 会長 1名 (保護者)
この会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長 2～4名 (保護者1～3, 教職員1)
会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
 3. 書記 3～4名 (保護者2～3, 教職員1)
この会の議事を記録し、庶務全般を担当する。
 4. 会計 2～3名 (保護者1～2, 教職員1)
この会の会計事務を処理し、会計監査の監査を受け、結果を総会に報告する。
 5. 会計監査 2名 (保護者2)
この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

- 第7条 (役員の選出・決定)
役員は別に定める役員選考委員会から選出された候補者につき、総会において決定する。また、任期途中で欠員が生じたときは、役員選考委員会で選出し、運営委員会において決定する。
- 第8条 (事務局)
事務局は、会長、副会長、書記、及び会計によって構成され、この会の円滑な運営を図るため事務全般にあたる。
- 第9条 (委員)
この会には次の委員をおき構成、選出及び任務は次の通りとする。
1. 学級委員3名 (保護者2, 教職員1)
各学級で互選し保護者2名は、それぞれ専門委員会に所属する。
(1)専門委員会
図書委員会・交通安全委員会の2委員会とする。
また、その委員会においては、リーダー3名、教職員1名を互選する。
2. ボランティアリーダー (保護者若干名)
専門委員活動に準ずるボランティア活動において、必要に応じ募集し選出する。それぞれ運営委員会に所属する。
3. 委嘱委員 (若干名)
委嘱事項ができた場合、会長が役員会にはかり委嘱する。
- 第10条 (任期)
役員及び委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第11条 (特典)
学級委員・ボランティアリーダー・役員の特典として、学習発表会開場前に設ける優先待機列を活用可能とする。
- 第12条 (顧問)
1. この会は顧問をおくことができる。
2. 顧問は役員会にはかり運営委員会の賛同を得て会長が委嘱する。但し期間は会長就任期間とする。
3. 顧問は重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 第13条 (選出)
役員及び委員の選出については細則を定めることができる。

- 本規定は、平成31年4月19日一部改正する。(第6条)
令和 2年4月17日一部改正する。(第9条)
令和 3年4月30日一部改正する。(第9条)
令和 4年4月25日一部改正する。(第9条)

- 令和 5年4月24日一部改正する。(第9条)
令和 6年4月27日一部改正する。(第11条)
令和 8年4月23日一部改正する。(第9条, 第11条)

第3章 運営

第14条 (会議)

1. 総会

全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。定期総会は毎年4月に本校ホームページ上に議決期間を設けて議案を掲載しウェブサイト決議で行い、期間内に投票がない会員は承認したものとみなす。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1)会務に関する報告と決算報告の承認
- (2)新年度の活動と予算の審議決定
- (3)役員の変更
- (4)規約の改正
- (5)運営委員会への委任事項
- (6)その他必要と認める事項

2. 運営委員会

役員、各委員会リーダー3名、ボランティアリーダー、教職員若干名によって構成し、総会に代わる中間決議機関であり、次の会務にあたる。

- (1)各委員会からの提案事項を審議し調整を図る。
- (2)総会に提出する議案を作成する。
- (3)その他必要な事項

3. 役員会

会長、副会長、書記、会計及び会計監査をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、緊急及び重要事項を協議する。その他会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

4. 各委員会

各学級から選出された委員及び教職員をもって構成し、この会の会務遂行にあたる。

- (1)図書委員会
本校の開放図書(なないろ文庫)の業務のサポートを行う。
- (2)交通安全委員会
教育環境の向上に関する活動を行う。

5. 特別委員会

会長が必要に応じて臨時に招集し設けることができる。

第15条 (会議)

総会、運営委員会及び全ての決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第16条 (招集)

全ての会議の招集は、その会の代表者が事務局に連絡のうえ会長の了承を得て行うものとする。

第17条 (学校長)

学校長は学校運営の責任者として、いずれの会議にも出席でき、意見を述べるができる。

- 本規定は、令和 3年4月30日一部改正する。(第14条, 第15条)
令和 4年4月25日一部改正する。(第14条)
令和 5年4月24日一部改正する。(第14条)
令和 6年4月27日一部改正する。(第14条)
令和 8年4月23日一部改正する。(第14条)

第4章 会計

第18条

この会の経費は、会費その他の収入による。

第19条

会員は総会で決定した金額を会費として納める。

第20条

この会の経費は総会で議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を経なければならない。

第21条

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 特別会計

第22条

PTA活動によって得た収益金をもってこれにあたる。

第23条

特別会計の使途は、年度の収益金を下記の目的により、その資金として有意義に活用する。

1. 児童の健全育成を図るための助成
 - ・情操教育、体力増進の充実発展のために。
 - ・教育環境の整備発展のために。
2. PTAへの還元

- ・PTA 活動の充実発展のために。

3. 積立金

- ・周年行事の準備金として

第 24 条

特別会計は、運営委員会の承認を得て執行する。

附 則

1. この会の会則は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。
2. この会に必要な細則は運営委員会の議決を経て定めることができる。
3. この会の会則は、平成 18 年 4 月 21 日から実施する。

この会の会則は、平成 28 年 4 月 18 日一部改正する。(第 1 条, 第 2 条)

役員選考委員会規定

第 1 条

新琴似小学校 P T A 会則に於ける第 7 条の役員選考委員会はこの規定による。

第 2 条

この選考委員会は、教職員より若干名をもって構成し、全会員に対して配布する立候補・推薦状をもって、P T A 役員（会長、副会長、書記、会計及び会計監査）の選考にあたる。

第 3 条

委員の任期は 1 年とする。

第 4 条

委員は他の委員を兼ねることができる。

本規定は、平成 13 年 4 月 21 日から実施する。

本規定は、平成 28 年 4 月 18 日一部改正する。(第 1 条)

本規定は、令和 7 年 4 月 26 日一部改正する。(第 2 条)

慶弔規定

第 1 条

児童及び会員の相互扶助の精神に基づき、慶事、弔事、見舞い及び表彰に対し下記規定により金品をおくる。

第 2 条 (慶事)

児童及び会員に慶事のある場合は役員会にて協議の上、金品を贈呈する。

第 3 条 (弔事)

児童及び会員に不幸のあるときは次の基準により、弔意を表す。

1. 児童・教職員の死亡したときには 1 金 1 万円の香典と弔電及び供花をおくる。
2. 児童の保護者が死亡したときには 1 金 1 万円の香典と弔電をおくる。
3. 教職員の実父母及び同居の義父母、配偶者及び子供が死亡したときは 1 金 5 千円の香典と弔電をおくる。

第 4 条 (見舞)

児童及び会員の家庭に災害が生じたときは、役員会で協議し緊急の措置をとる。

第 5 条 (表彰・その他)

会員の表彰を行う場合、あるいはその他特殊事情の場合には役員会で協議し、運営委員会に報告し、承認を得る。

表彰の基準は次の通りとする。

1. 役員

2. 専門委員リーダー・ボランティアリーダー

本規定は、平成 28 年 4 月 18 日一部改正する。(第 5 条)

本規定は、令和 8 年 4 月 23 日一部改正する。(第 5 条)